

厚生労働省「ITマスター」認定申請要領(平成 30 年度)

1 厚生労働省「ITマスター」概要

情報技術関連職種で一定の要件を満たす熟練技能者（以下「IT マスター」という。）が、小中学校等の児童・生徒に対し、プログラミング等を通して情報技術に関する興味を喚起させるとともに、企業・業界団体、教育訓練機関等からの要請に基づき技能競技大会の競技課題や技能検定の実技試験課題等を活用した実技指導により情報技術を使いこなす職業能力を付与することで、IT リテラシーの強化や、IT 人材の育成を図るものである。

2 実施体制

- (1) 中央技能振興センター（以下「センター」という。）は、IT マスターの認定・登録等を行う。
- (2) 地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）は、IT マスターの掘り起こし・募集・申請書類の確認・センターへの取次ぎ及び結果通知・認定証交付・派遣コーディネートを行う。

3 ITマスターの認定・登録

(1) IT マスターの認定基準

IT マスターは、「別表 1」左欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）ごとに、次の①から③までのすべてに該当すること。

- ① 入職からの実務経験が通算 7 年以上（情報技術に係る修士課程を修了している場合には実務経験 5 年以上で可）
- ② 以下の情報技術関連に関する資格のいずれかを有する者（職種ごとの認定基準に該当する資格は、「別表 2」を参照）
 - ア 情報処理技術者試験応用情報技術者試験合格者
 - イ 技能検定（ウェブデザイン）1 級
 - ウ 上記ア、イに相当する資格を有する者（ITSS（※）のスキル習熟度レベル 3～4 に相当すること）
 - エ 上記の資格を有さない者については、技能五輪全国大会のウェブデザイン、若年者ものづくり競技大会の IT ネットワークシステム管理、ウェブデザイン、グラフィックデザイン、オフィスソフトウェア・ソリューション、ロボットソフト組込の各職種で優秀な成績を収めた者（銅賞以上の入賞者）であること。
- ③ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある者
（※）IT スキル標準：経済産業省が定めている個人の IT 関連能力を職種や専門分野ごとに明確化・体系化し IT 人材に求められるスキルやキャリア（職業）を示した指標。

(2) 申請資格

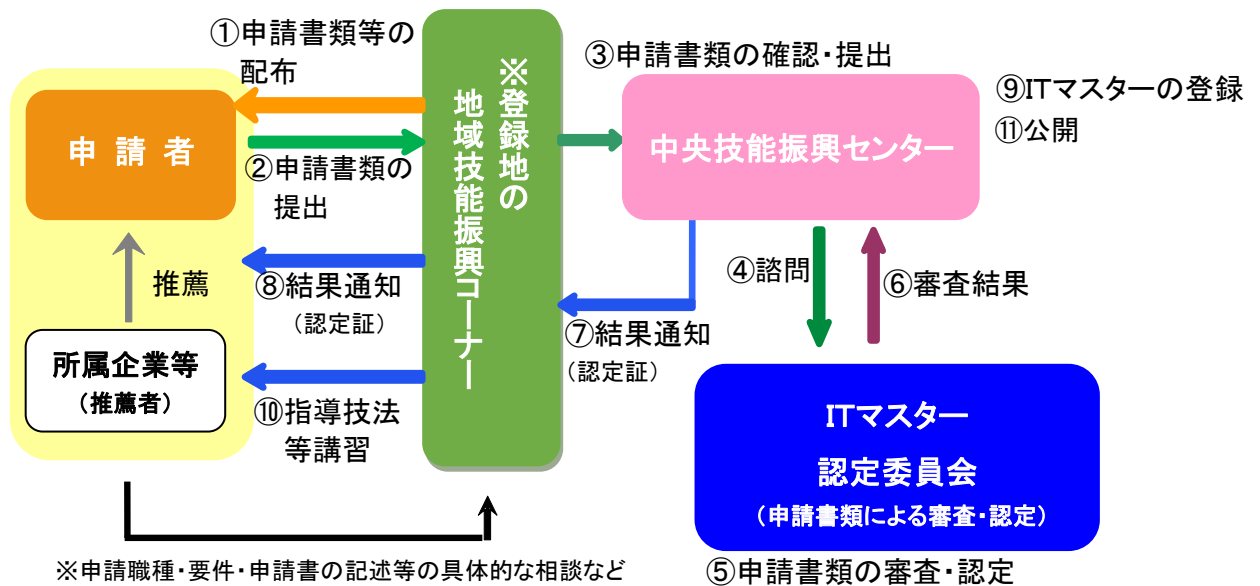
次の要件を満たしていることを申請資格とする。

- ① 応募時に、企業等に所属している者は代表者又は所属長の、それ以外の者は第三者（いずれも二親等以内の親族関係にある者及び個人名のみを推薦を除く。）から、IT マスターとしてふさわしい者として推薦を受けられること。
- ② 認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

(3) 認定・登録方法

- ① 認定希望者は、別添の「IT マスター認定申請要領（申請者用）」により、「IT マスター認定申請書（様式第 1 号）」（以下「申請書」という。）を、在職者は事業所所在地、在職者でない者は居住地のコーナーへ提出し、申請することを原則とする。
- ② コーナーは、認定希望者に対して認定基準、申請資格に該当するかを確認のうえ、必要に応じて面接を行い、申請書類及びその他必要書類を確認し、「申請書」のコーナー使用欄に必要な事項を記入して、コピーを保存する。
 なお、「申請書」のコピーは、認定の可否に関わらず整理しファイルして保存し、個人情報等の取扱い等にご注意すること。
- ③ IT マスターの認定・登録等は、次の手順をもって完了する。
 - ア コーナーは、「申請書」のコーナー使用欄に必要な事項を記入のうえ、「申請書」の原本に「候補者台帳」（様式第 2 号）を添えて、原則として認定委員会の開催を予定する月の前月のセンターが定める期日までにセンターへ提出する。
 - イ センターは、提出された「申請書」に基づいて審査委員会に諮り認定の可否を決定後、認定者個々の認定番号（データ登録番号と同じ：以下省略）を確定し、認定番号等を記入した「候補者台帳」（様式第 2 号）と「IT マスター認定証」（様式第 3 号）をコーナーに送付する。
 - ウ コーナーは、認定番号を「申請書」コピー右上の当該欄に記入（以降、この認定番号により管理する。）した上で、「IT マスター認定結果通知」（様式第 4 号）により、センターから送付された認定証の交付を行う。
 また、認定に至らなかった者には「IT マスター認定結果通知」（様式第 4 号-2）により通知を行う。
 - エ 認定された IT マスターは、認定後速やかに指導技法等講習を受講するものとし、コーナーはその受講状況を随時「指導技法等講習受講状況報告書」（様式第 5 号）により報告する。
 なお、次に該当する者は指導技法等講習の受講を免除することができる。
 - ①48 時間講習修了者
 - ②職業訓練指導員免許保持者

認定申請手続きの流れ



(4) 登録内容の変更

- ① IT マスターは、登録内容に変更が生じた場合、申請種別欄の変更欄にチェックした「申請書」（以下、「申請書(変更)」という。）を速やかに登録したコーナーへ提出する。
- ② 「申請書(変更)」には、太枠内の必須項目（申請種別、認定番号、氏名）及び変更する項目のみ記載すること。
- ③ コーナーは、「申請書(変更)」のコピーを保存し、原本をセンターへ提出する。
- ④ 本人の責によらない軽微な変更（住所表示変更等）については、コーナーが代行して差し支えない。その場合はコーナー使用欄の備考に明記のこと。

(5) 登録の解除

次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を解除する。

- ① 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は今後の活動が見込めない場合
 - ② 申請内容に虚偽が判明し、悪質と判断された場合
 - ③ IT マスター本人から、登録取消しの申し出があった場合
- なお、コーナーは上記①～③の事案が発生した場合は、速やかに「登録の解除にかかる報告書」（様式第6号）をセンターへ提出する。

(6) 公表

IT マスターの情報提供として、認定職種及び「申請書」に記載された事項のうち、次の内容を HP 「ものづくりマイスターデータベース」上で公開する。

- ① 氏名及び性別
 - ② 登録地（都道府県名）
 - ③ 所属企業名及び所在地（市区町村まで）
 - ④ 技能に係る主な取得資格・免許等（技能検定職種・作業名は現在の呼称で統一）
 - ⑤ 得意とする指導内容
 - ⑥ 活動条件
 - ⑦ 主な技能指導実績（指導の目的・内容、期間）
- （WEB 上で環境依存文字となる漢字は JIS 第 1 水準、第 2 水準文字で表示する。）

(7) 個人情報の扱い

収集した個人情報は、個人情報保護法に基づく、受託者が定めるものにより適切に管理すること。

5 その他

本要領において判断のできない事例が生じた場合は、その都度、センターを通じ厚生労働省あて協議すること。

6 様式等

- | | |
|---|-----------|
| (1) IT マスター認定申請要領（申請者用） | 別添 |
| (2) IT マスター認定申請書 | 様式第 1 号 |
| (3) IT マスター候補者台帳 | 様式第 2 号 |
| (4) IT マスター認定証 | 様式第 3 号 |
| (5) IT マスター認定結果通知 | 様式第 4 号 |
| (6) " (認定に至らず) | 様式第 4 号-2 |
| (7) 指導技法研修受講状況報告書 | 様式第 5 号 |
| (8) 登録の解除にかかる報告書 | 様式第 6 号 |

平成 25 年 6 月 18 日制定

平成 26 年 5 月 19 日改正

平成 26 年 9 月 26 日改正

平成 27 年 4 月 21 日改正

平成 28 年 4 月 15 日改正

平成 29 年 2 月 15 日改正

平成 29 年 3 月 31 日改正

別表 1

ITマスター 認定対象職種

ITマスター 認定職種名	技能検定職種 (1 職種)	技能競技大会の競技職種 (5 職種)
(1) ウェブデザイン	ウェブデザイン	ウェブデザイン
(2) IT ネットワークシステム管理		IT ネットワークシステム管理
(3) グラフィックデザイン		グラフィックデザイン
(4) オフィスソフトウェア・ ソリューション		オフィスソフトウェア・ ソリューション
(5) ロボットソフト組込		ロボットソフト組込

別表 2

ITマスター 職種別主な関連資格

職種名	資格	更新制度
(1) ウェブデザイン	情報処理技術者試験応用情報技術者試験	無
	技能検定ウェブデザイン 1 級	無
	HTML5 プロフェッショナル認定試験 Level.2	有(5 年)
	PHP5 技術者認定 上級以上	無
(2) IT ネットワーク システム管理	情報処理技術者試験応用情報技術者試験	無
	情報処理技術者試験情報セキュリティスペシャリスト試験	無
	情報処理技術者試験情報データベーススペシャリスト試験	無
	情報処理技術者試験情報ネットワークスペシャリスト試験	無
	情報処理技術者試験情報プロジェクトマネージャ試験	無
	CCIE (Cisco Certified Internetwork Expert)	有(2 年)
	CCNP (Cisco Certified Network Professional)	有(3 年)
	LPIC (Linux 技術者認定) レベル 3	有(5 年)
	MCITP(マイクロソフト認定 IT プロフェッショナル)	無
	MCSE(マイクロソフト認定ソリューションエキスパート)	
ORACLE MASTER Gold および Professional 以上	無(再認定制度有)	
ORACLE Specialization / Expert 以上		
(3) グラフィックデザイン	DTP エキスパート	有(2 年)
	クロスメディアエキスパート	有(2 年)
(4) オフィスソフトウェ ア・ ソリューション	情報処理技術者試験応用情報技術者試験	無
	情報処理技術者試験情報データベーススペシャリスト試験	無
	情報処理技術者試験情報プロジェクトマネージャ試験	無
	情報処理技術者試験情報システムアーキテクト試験	無
	MCITP(マイクロソフト認定 IT プロフェッショナル)	無
	MCSE(マイクロソフト認定ソリューションエキスパート)	
	MCSA(マイクロソフト認定ソリューションデベロッパー)	
	IT 検証技術者認定試験 中級 IT 検証技術者レベル 1 以上	無
	JCSQE(ソフトウェア品質技術者資格)中級	無
	ORACLE MASTER Gold および Professional 以上	無(再認定制度有)
ORACLE Specialization / Expert 以上		

職種名	資格	更新制度
(5) ロボットソフト組込	情報処理技術者試験応用情報技術者試験	無
	情報処理技術者試験エンベッドシステムスペシャリスト試験	無

※更新制度のある職種については、認定申請時に有効期限内であること。

※情報処理技術者試験応用情報技術者試験については、制度改正前の試験（ソフトウェア開発技術者試験、第一種情報処理技術者試験、特種情報処理技術者試験）でも可能。